

○桑名市就学援助条例

平成28年3月24日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 桑名市立小学校に就学している者及び桑名市に住所を有し、桑名市外の公立小学校に就学している者
- (2) 生徒 桑名市立中学校に就学している者及び桑名市に住所を有し、桑名市外の公立中学校に就学している者
- (3) 保護者 児童若しくは生徒に親権を行う者又は未成年後見人その他の者で児童若しくは生徒を現に監護する者

(対象者)

第3条 就学援助の対象者は、次の各号のいずれかの要件に該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が就学援助を要すると認める者

(就学援助費の種類)

第4条 就学援助費の種類は、次のとおりとする。ただし、生活保護法の規定に基づき扶助されるものを除く。

- (1) 学校給食費
- (2) 学用品費、通学用品費及び校外活動費
- (3) 修学旅行費
- (4) 通学費
- (5) 新入学生用品費
- (6) 医療費（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定により学校において治療の指示を受けた疾病に限る。）

2 前項の就学援助費の額は、教育委員会規則で定める額とする。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、教育委員会に申請しなければならない。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、第3条に規定する要件を審査し、及び就学援助の可否を認定する。

2 教育委員会は、前項の認定を行うにあたり必要があるときは、当該申請に係る児童若しくは生徒が就学する学校の学校長（以下「学校長」という。）又は当該申請に係る児童若しくは生徒が居住する地区を担当する民生委員に意見を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の認定をしたときは、前条の申請をした保護者及び学校長に通知するものとする。

(支給期間)

第7条 就学援助費の支給期間は、第5条の申請があった日の属する月の初日から受給資格を喪失した日又は前条の認定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の翌年度に就学援助の認定を受けるために申請した場合の支給期間の始期は、当該申請日の属する年度の翌年度の4月1日からとする。

(支給)

第8条 就学援助費は、金銭又は現物による給付とする。

2 年度の途中に第6条第1項の認定を行った場合の就学援助費の支給は、年間の支給額を12で除して得た額に申請日の属する月以降の月数を乗じて得た金額とする。ただし、桑名市に転入した者で転入前の市区町村において就学援助費を支給されている場合は、重ねて支給しない。

(就学援助費の受領等の委任)

第9条 就学援助費の認定を受けた保護者（以下「支給認定者」という。）は、第4条第1項第1号から第5号までに規定する就学援助費の受領等を学校長に委任することができる。

(変更等)

第10条 支給認定者は、申請した事項に変更があったときは、当該変更事項を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の届出により第3条に規定する支給要件の変更が認められるときは、再度、第6条の認定を行うことができる。

(認定の取消し等)

第11条 教育委員会は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助を停止し、又は認定を取り消すことができる。

(1) 就学援助費を目的外に使用したとき。

(2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 虚偽の申請により就学援助費の支給を受けたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助を停止し、又は認定を取り消したときは、当該停止又は取り消しを受ける保護者及び学校長に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により認定の取り消しを受けた保護者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による就学援助に係る手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。